

千葉県学力向上推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 学力向上に関わり千葉県教育委員会が実施する教育施策・事業について協議し、その改善・充実を図るため、千葉県学力向上推進会議（以下、「推進会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進会議は、学力向上に関わる教育施策・事業の改善・充実のための方策等について協議する。

(構成員)

第3条 推進会議は、幅広い意見を聴取するため、学識経験者、学校教育関係者及び保護者代表等をもって構成し、教育庁教育振興部学習指導課長が指名する。

2 構成員の任期は指名された年度の3月31日までとする。

(座 長)

第4条 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、推進会議の議長となる。

(会 議)

第5条 推進会議は、教育庁教育振興部学習指導課長が招集する。

2 推進会議は、座長が必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、教育庁教育振興部学習指導課内に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

2 推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関ではない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。